（参考）

介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者指定申請に係る提出書類一覧

番号	提出書類	様式等	新規指定申請※1		更新申請※2	
			訪問型サービス	通所型サービス	訪問型サービス	通所型サービス
1	指定介護予防・日常生活支援総合事業所指定申請書（共通）	別紙様式第三号（四）	○	○		
2	指定介護予防・日常生活支援総合事業所指定更新申請書（共通）	別紙様式第三号（五）			○	○
3	訪問型サービス事業所の指定等に係る記載事項	付表第三号（一）	○		○	
4	訪問型サービス事業所の指定等に係る記載事項　添付書類・チェックリスト	（別添）付表第三号（一）	○		○	
5	通所型サービス事業所の指定等に係る記載事項	付表第三号（二）		○		○
6	通所型サービス事業所の指定等に係る記載事項　添付書類・チェックリスト	（別添）付表第三号（二）		○		○
7	登記事項証明書又は条例等		○	○	△	△
8	従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表（申請する事業の種類に該当するもの）	標準様式1	○	○	△	△
9	サービス提供責任者の経歴	※3	○		△	
10	資格証の写し（有資格者の配置が求められる職種のみ）		○	○	△	△
11	平面図	標準様式2	○	○	△	△
12	設備・備品等一覧表	標準様式3		○		△
13	運営規程		○	○	△	△
14	利用者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要	標準様式4	○	○	△	△
15	誓約書	標準様式5	○	○	○	○
16	介護予防・日常生活支援総合事業費算定に係る体制等に関する届出書	別紙50	○	○	○	○
17	介護予防・日常生活支援総合事業費算定に係る体制等状況一覧表	別紙1－4	○	○	○	○

（○：提出必須、△：提出省略可）

※1 新規指定申請の際は、全ての添付書類（指定権者が不要と認めた書類を除く）を提出してください。

※2 更新申請の際は、届出済みの内容から変更がない場合、添付を省略することが可能です。
届出済みの内容が不明確な場合には、必要書類一式を提出してください。

※3 9「サービス提供責任者の経歴」は、次の書類に代えることが可能です（通知「指定訪問介護事業者の指定申請等におけるサービス提供責任者の経歴に係る提出書類の取扱いについて」（平成20年7月29日老振発第0729002号））。
（1）介護福祉士の場合、「介護福祉士登録証」
（2）介護職員基礎研修課程修了者及び訪問介護に関する1級課程修了者の場合、「当該研修を修了した旨の証明書の写し」
（3）訪問介護に関する2級課程修了者の場合、「当該研修を修了した旨の証明書の写し」及び「3年以上介護等の業務に従事したことがわかる書類」